

令和2年2月21日  
千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課  
連絡先 TEL 043-245-5243  
FAX 043-245-5667  
メールアドレス shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

質 問 回 答 書	
委 託 名	旧千葉市北谷津清掃工場土壌汚染掘削除去等業務委託
質 問 事 項	回 答
1 入札説明書に委託期間は9月30日までと記載があります。9月30日までに措置完了報告書を提出させて頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2 発注者の立合いについて、随時立合いを実施していただけると想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3 汚染土壌の区画については置換されるまでシート養生を行うことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 土壌汚染対策法上問題ない方法で対応すること。
4 住民説明会の資料作成は、「汚染除去計画書」及び「汚染土壌の区域外搬出届出書」に記載する内容の抜粋程度と想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
5 汚染土壌の掘削除去 汚染土壌掘削除去対象区画内の構造物と樹木の扱い、アスファルト舗装の路盤材については、汚染土壌ではないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 構造物、樹木、路盤材に付着した汚染土壌は適切に分離、除去すること。
6 委託内容 汚染土壌の掘削除去、汚染土壌掘削除去対象区画内の構造物と樹木の扱いにある樹木（千葉市内の民間再資源化処理施設へ搬入すること。）について利便上、千葉市外の民間再資源化処理施設へ搬入してもよろしいでしょうか。	千葉市内の施設に搬入すること。なお、やむを得ない場合については、協議により決定します。

<p>7 委託内容 汚染土壌の区域外搬出 搬中の飛散防止対策について「場外に退場する際にはタイヤ洗浄し、付着した土壌が場外に拡散しないように」とありますが、基本ダンプトラックは場内はアスファルトや敷鉄板上を走行するため、タイヤへの汚染土壌の付着が無いため、ほうき等での清掃としてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。 「タイヤ洗浄の方法」は土壌汚染対策法上問題ない方法で対応すること。</p>
<p>8 委託内容 地下水の水質測定について、分析項目はふっ素及びその化合物は、1 地点のみと考えてよろしいでしょうか。C5-⑧区画に鉛及びその化合物の土壌溶出基準不適合がありますので、鉛及びその化合物の分析も必要であれば分析を実施致します。その場合ふっ素及びその化合物と同地点の1 地点のみと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>地下水測定の必要はありません。</p>
<p>9 地下水汚染、地下水位とも不明ですが、地下水汚染は無し、また地下水位以深の掘削区画は無しと想定してよろしいでしょうか。従いまして2年間の地下水モニタリングは計上しないということよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
<p>10 土壌調査報告書、地下水調査報告書の開示は可能でしょうか。</p>	<p>必要な書類は契約後に貸与します。</p>
<p>11 設計書 土工に土砂運搬(汚染土)60km 以下とありますが処分先は当方で決めさせて頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
<p>12 汚染土の含水比が高い場合、運搬搬出時の含水比調整(石灰混合)作業が必要になりますがその場合は別途と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>必要な場合については、別途協議により決定します。</p>
<p>13 伐根したものに汚染土壌が付着しています。できる限り振り払うか、きれんにて対応することよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。 土壌汚染対策法上問題ない方法で対応すること。</p>

<p>14 工事後、底面確認分析は土対法により既に調査で対策深度が確定していますので、底面確認分析は実施しません。新たに汚染が確認された場合は別途工事と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
<p>15 既存建物の一部を仮設事務所・仮設休憩所としてお借りしてよろしいでしょうか。</p>	<p>独自で設置を行うこと。</p>
<p>16 既存電気・水道を仮設として工事に利用してよろしいでしょうか。</p>	<p>電気は仮設で対応すること。水道は敷設されていないことから、必要な水については独自で用意すること。</p>
<p>17 対象地の地下水位を含むボーリング柱状図があれば提供をお願いしてよろしいでしょうか。</p>	<p>必要な書類は契約後に貸与します。</p>
<p>18 C4 区画、C5 区画の掘削断面形状は斜面と平行の掘削となっていますが、調査地点からの水平形状でなくてよろしいでしょうか。土対法では調査時の土壌天端の標高（ボーリングの孔口から被覆厚を除いた標高）を区画の施工基面とし、掘削深さの基準とするとの認識です。汚染土壌掘削平面図・断面図から読み取れる掘削除去の断面形状は、現地盤面から一律で同一の深度となっています。区域指定解除の要件を満たす掘削形状について、関係部局と事前協議は行われていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。 汚染深度の考え方は、本市の土壌汚染対策法所管部署と協議済みです。</p>
<p>19 C4-⑧、C5-⑧の既存電気ケーブルについて、活線がある状態で施工を行うのは危険と思料します。掘削エリア外への盛替え費用は別途と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>必要な場合については、別途協議により決定します。</p>
<p>20 C5-⑧にある街灯について、電線は撤去されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>街灯の基礎まで撤去し保管することとし、電線は切り離し残置すること。 なお、電気は通電していません。</p>
<p>21 特記仕様書 1 概要 (2) 基本方針 ウ 土壌汚染対策法の技術管理者の「配置」は「常駐」でなくてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。 なお、土壌汚染対策法上問題なく進められるよう配置すること。</p>